

こうち人づくり広域連合公文例規程

平成14年12月1日
訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、法令その他特別に定めのあるものを除くほか、広域連合における公文書の作成に用いる用字、用語、形式等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公文書の種類)

第2条 公文書の種類は、おおむね次のとおりとする。

(1) 議案書及び専決処分書

ア 議案 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第96条等の規定に基づき、議会の議決・承認等を求め、又は議会に報告するもの。

イ 専決処分 法第292条において準用する同法179条第1項又は第180条第1項の規定に基づき、広域連合長が広域連合議会に代わってその議決すべき事件（条例の制定及び改廃を除く。）を処分するもの。

(2) 法規公文書

ア 条例 法第292条において準用する同法第14条の規定に基づき制定するもの

イ 規則 法第292条において準用する同法第15条の規定に基づき制定するもの

(3) 公示公文書

ア 告示 法令の規定若しくは権限に基づく処分を行うため又は処分等をした事項を管内一般又はその一部に公示するもの

イ 公告 一定の事実を管内一般又はその一部に公示するもの

(4) 令達公文書

ア 訓令 広域連合にある行政機関又は所属職員に対し、職務上発する命令で公表を要するもの

イ 訓 広域連合にある行政機関又は所属職員に対し、職務上発する命令で公表を要しないもの

ウ 内訓 訓で機密に属するもの

エ 達 職権に基づき、特定の個人又は団体に対して一方的に特定の事項を命令し、禁止し、若しくは停止し、又は既に与えた許可、認可等の行政行為を取り消すもの

オ 指令 個人、団体、市町村等からの申請又は出願に対し、権限に基づいて許可、認可等の行政行為をなし、又は行為を命令するもの

(5) 普通公文書

ア 照会 行政機関、個人、団体等に対し、問い合わせるもの

イ 回答 照会又は依頼に対し、答えるもの

ウ 通知 特定の相手方に対し、一定の事実又は意思を知らせるもの

エ 依頼 行政機関、個人、団体等に対し、一定の事項を頼むもの

オ 報告 法令等の規定により、特定の相手方に対し、一定の事実又は意思を知らせ

るもの

カ 諮問 一定の機関に対し、法令上定められた事項について意見を求めるもの

キ 答申 諮問を受けた機関がその諮問に対して意見を述べるもの

ク 進達 経由すべきものとされている申請書、願書等を国又は県の機関に送達するもの

ケ 副申 申請書、願書等を進達する場合に意見を付け、国又は県の機関に送達するもの

コ 申請 法令等の規定により、許可、認可、承認等一定の行為を求めるもの

サ 建議 諮問機関がその属する行政機関その他関係機関に対し、一定の意見等を申し出るもの

シ 通達 国、県又は上司がその所掌事務について、県、市町村、所属職員等に対して、法令の解釈、運用方針等職務上の細目的事項を指示し、又はその他一定の行為を命ずるもの

ス 依命通達 行政機関の補助機関が当該機関の命を受けて自己の名で通達するもの
セ その他 協議、請求、督促、伝達、願い出、届出等をするもの

(6) 表彰状、感謝状、賞状、辞令、契約書、決定書、請願書、書簡文、証明書、事務局内関係公文書その他これらに類するもの

2 公文書の配字及び例式は、別記のとおりとする。

(起案の要領)

第3条 起案に当たっては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 起案は、一読して起案内容が分かるような簡潔な標題(「何々について」又は「何々」と表記する。)を付けること。

(2) 決裁区分は、こうち人づくり広域連合事務決裁規程(平成14年こうち人づくり広域連合訓令第1号)その他の事務決裁に関する規定に定める区分に従うこと。

(3) こうち人づくり広域連合財務規則(平成14年こうち人づくり広域連合規則第16号)、こうち人づくり広域連合事務決裁規程等により、必要な合議先を確認し、合議欄に記入すること。

(4) 起案内容が一読して判断できるように、起案理由、経過の要約、関係法規その他参考となる事項を付記すること。

(5) 施行期日の予定されているものは、決裁を受けるための期間の余裕をおいて起案し、必要な審議の機会を失わないようにすること。

(表現)

第4条 文章は、次に掲げる事項に注意し、簡潔かつ論理的に表現しなければならない。

(1) 主題、論旨、要旨が文章を通して一貫していること。

(2) 主語と述語、文の区切り、文の前後関係を明確にすること。

(3) 文の飾り、あいまいな言葉、まわりくどい表現を用いないこと。

(4) 誤解のおそれの多い漢語及び略語等を避け、漢字に頼らず耳で聞いて意味のすぐ分かる表現を用いること。

(5) 統一ある文章として、用語にむらのないように努めること。

(6) 文の区切りは、短くし、長い文章としない。また、箇条書きにできるものは、箇条

書きにすること。

(7) 発信文書の標題には、原則として「(通知)」「(回答)」のように文書の性質を表す言葉を付けること。

(8) 職名のある者にあてた文書のあて名、又は職名のある差出人名は、原則として職名だけとすること。ただし、形式上必要なものについては、この限りでない。

(9) 文書の敬称は、法人その他特別のものを除き、原則として「様」を用いること。

(書式)

第5条 文書は、次の各号に掲げるものを除くほか、左横書きとする。

(1) 法令等で縦書きと定められているもの

(2) 表彰状その他これらに類するもの

(3) その他横書きが不相当と認められるもの

(文体)

第6条 文体は、「である」を基調とする口語体を用いるものとする。ただし、告示、公告等の公示文書及び申請、通知、依頼、照会、回答、報告等の往復文書については、「ます」を基調とする口語体を用いる。

(用字、用語等)

第7条 用字及び用語は、努めて平易な言葉を用いる。

2 文字は、原則として漢字と平仮名を用いる。ただし、外国の地名、人名、外来語等は、片仮名を用いる。

3 漢字は、常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)の範囲で用いる。

4 仮名遣いは、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)による。

5 送り仮名は、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)による。

6 法規文については、法令における漢字使用等について(昭和56年内閣法制局総発第141号)の例による。

(数字)

第8条 数字は、左横書きの場合は、アラビア数字を用いる。ただし、数量的な意味が薄く慣用的な熟語又は固有名詞等の場合は漢数字を用いる。

2 数字のけたの区切り方は、3位区切りとし、区切りには「,」(コンマ)を用いる。ただし、年号、地番等には区切りを付けない。

3 小数及び分数の書き表し方は、次の例による。

(1) 小数 0.123

(2) 分数 $\frac{1}{2}$ 、2分の1、1/2。

(3) 帯分数 $1\frac{1}{2}$ 、1 1/2

(句読点・符号)

第9条 文章には、「。」(句点)、「、」(読点。縦書きの文章の場合には「、」)を付け、必要に応じて、「・」(なか点)、「()」(括弧)、「『 』」(かぎ括弧)その他の符号を用い、理解しやすく、読みやすくする。

2 繰返し符号は、「々」(同の字点)及び「〃」(のの点)以外は用いない。ただし、例規文の表等においては「〃」も用いず、「同上」等とする。

(文書のとじ方)

第10条 文書のとじ方は、おおむね次の各号に定めるところによる。

- (1) 左横書き文書は、左とじとする。ただし、B列5番用紙を横長に、B列4番用紙を縦長に用いた場合は、上とじとする。
- (2) 左横書き文書と左に余白がある1枚の縦書き文書をとじるときは、左とじとする。
- (3) 左横書き文書と左に余白のない縦書き文書又は2枚以上の縦書き文書をとじる場合は、縦書き文書を裏とじ(背中合わせ)とする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、公文書の作成に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成14年12月1日から施行する。

別記 公文書の例式

1 条例

(議案形式)

議会へ提出する場合

第・号 条例議案 条例を次のように定める。 (元号)・年・月・日提出 こうち人づくり広域連合 条例 (.....) 第1条。 (以下略)
--

注 1 は、空白にする字数を表す(以下同じ。)

2 題名以下の形式は、公布形式に準ずる。

(公布形式)

(1) 新たな制定の場合

ア 条を設けない場合

..... 条例をここに公布する。 (元号)・年・月・日 こうち人づくり広域連合長 こうち人づくり広域連合条例第・号 条例。 (.....) 附 則。

イ 条文が二以上の場合

..... 条例をここに公布する。 (元号)・年・月・日 こうち人づくり広域連合長 こうち人づくり広域連合条例第・号 条例 (.....) 第1条。 (.....) 第2条
--

.....。ただし、.....
.....。

(中略)

附 則

(施行期日)

1。

(..... 条例の廃止)

2 条例 ((元号) 年こうち人づくり広域連合条例第・号) は、
廃止する。

ウ 条文が多く、章等を設ける場合

..... 条例をここに公布する。

(元号) 年 月 日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第・号

..... 条例

目次

第 1 章

第 1 節 (第 1 条 ・ 第 2 条)

第 2 節 (第 3 条 第・条)

第 2 章

第 1 節 (第・条 第・条)

第 2 節 (第・条 第・・条)

(中略)

附則

第 1 章

第 1 節

(.....)

第 1 条。

(.....)

第 2 条。

(.....)

第 3 条。

2。

(1)

(2)

第 4 条。

(中略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(.)

2 。

(2) 改正の場合

ア 全部改正の場合

. 条例をここに公布する。

(元号) . . 年 . . 月 . . 日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第 . 号

. 条例

. 条例 ((元号) . . 年 こうち人づくり広域連合条例第 . 号) の全部を改正する。

(.)

第 1 条 。

(.)

第 2 条 。

附 則

. 。

イ 一部改正の場合

(ア) 改正条例が一の場合

. 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

(元号) . . 年 . . 月 . . 日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第 . 号

. 条例の一部を改正する条例

. 条例 ((元号) . . 年 こうち人づくり広域連合条例第 . 号) の一部を次のように改正する。

第 . 条中「 . . . 」を「 . . . 」に改める。

附 則

. 。

(イ) 改正条例が二の場合

. 条例及び 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

(元号) . . 年 . . 月 . . 日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第・号

..... 条例及び..... 条例の一部を改正する条例

(..... 条例の一部改正)

第1条 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
の一部を次のように改正する。

.....
.....。

(..... 条例の一部改正)

第2条 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
の一部を次のように改正する。

.....
.....。

附 則

.....。

(ウ) 改正条例が三以上の場合

..... 条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

(元号)・年・月・日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第・号

..... 条例等の一部を改正する条例

(..... 条例の一部改正)

第1条 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
の一部を次のように改正する。

.....
.....。

(..... 条例の一部改正)

第2条 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
の一部を次のように改正する。

.....
.....。

(..... 条例の一部改正)

第3条 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
の一部を次のように改正する。

第・条を次のように改める。

(.....)

第1条

.....。

(1)

(2)

附 則

(施行期日)

第 1 条。

(.)

第 2 条。

(1)。

(2)。

2。

(3) 廃止の場合

ア 廃止条例が一の場合

. 条例を廃止する条例をここに公布する。

(元号) . . 年 . . 月 . . 日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第 . 号

. 条例を廃止する条例

. 条例 ((元号) . . 年 こうち人づくり広域連合条例第 . 号) は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日 ((元号) . . 年 . . 月 . . 日) から施行する。

イ 廃止条例が二の場合

. 条例及び 条例を廃止する条例をここに公布する。

(元号) . . 年 . . 月 . . 日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第 . 号

. 条例及び 条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 条例 ((元号) . . 年 こうち人づくり広域連合条例第 . 号)

(2) 条例 ((元号) . . 年 こうち人づくり広域連合条例第 . 号)

附 則

. 。

ウ 廃止条例が三以上の場合

. 条例等を廃止する条例をここに公布する。

(元号) . . 年 . . 月 . . 日

こうち人づくり広域連合長

こうち人づくり広域連合条例第 . 号

..... 条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。
(1) 条例 ((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
(2) 条例 ((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
(3) 条例 ((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)
附 則
.....。

(4) 条文改正の文例

ア 条文を改正する場合

(ア) 条の全部改正

第・条 (及び第・条) (から第・条まで) を次のように改める。
(.....)
第1条。

(イ) 項の全部改正

第・条第2項を次のように改める。
2。
(1)
(2)

(ウ) 号の全部改正

第・条第・項第3号を次のように改める。
(3)。

(エ) ただし書の全部改正

第・条ただし書を次のように改める。
ただし、.....。

(オ) 前段 (後段) の全部改正

第・条前段 (後段) を次のように改める。
.....。

(カ) 各号列記以外の部分の全部改正

第・条各号列記以外の部分を次のように改める。
.....。

(キ) 見出しの全部改正

第・条の見出しを「(.....)」に改める (改め、.....)

・・・・。)

(ク) 章の全部改正

第・条を次のように改める。

第・章 ・・・・

第・節 ・・・・

(・・・・)

第・条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

(以下略)

(ケ) 題名の全部改正

題名を次のように改める。

・・・・・・条例

(コ) 題名の一部改正

題名中「・・・・」を「・・・・」に改める。

(サ) 字句の改正

第・条(の見出し)(第・項)(第・号)(ただし書)中「・・・・」を「・・・・」に改める。

a

第・条((見出しを含む))、第・条から第・条まで及び第・条中「・・・・」を「・・・・」に改める。

b

第・条第・項(第・号)及び第・項(第・号)中「・・・・」を「・・・・」に改める。

c

第・条第・項各号列記以外部分中「・・・・」を「・・・・」に改める。

d

第・条第1項中「・・・・」を「・・・・」に、「・・・・」を「・・・・」に改め、同条第2項中「・・・・」を「・・・・」に改める。

e

第・条から第・条までの規定中「・・・・」を「・・・・」に改める。

f

・・・・・・条例中「・・・・」を「・・・・」に改める。

注 a 及び b 数個の条、項及び号中の同一字句を改めるとき。

c 第・条第・項の柱書き中の字句を改めるとき。

d 一条中の数個の字句を改めるとき。

e 数個の条にわたり同一字句のみ改めるとき。

f 条例全部にわたり同一字句のみ改めるとき。

イ 条文を追加する場合

(ア) 条の追加

a 条を繰り下げる場合

第 7 条を第 9 条とし、第 4 条から第 6 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(.)

第 4 条。

(.)

第 5 条。

第 1 条を第 1 条の 2 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(.)

第 1 条。

b 条を繰り下げない場合

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(.)

第 3 条の 2。

(.)

第 3 条の 3。

(イ) 項の追加

a 条の末尾に追加する場合

第 3 条に次の 2 項を加える。

4。

5。

(1)

(2)

b 項と項との間に追加する場合

第・条中第 7 項を第 9 項とし、第 4 項から第 6 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4。

5。

c 項の冒頭に追加する場合

第・条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項から第 3 項とし、第 1 項から第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

.。

第・条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

.....。

(ウ) 号の追加

a 号のない条(項)に加える場合

第・条(第・項)に次の各号を加える。

(1)

(2)

b 条(項)の末尾に追加する場合

第・条(第・項)に次の2号を加える。

(4)

(5)

c 号と号との間に追加する場合

第・条(第・項)中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4)

(5)

d 号の冒頭に追加する場合

第・条(第・項)中第3号を第4号とし、第2号から第3号とし、第1号から第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1)

第・条(第・項)中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条(項)に第1号として次の1号を加える。

(1)

(I) ただし書の追加

第・条(第・項)に次のただし書を加える。

ただし、.....。

(オ) 後段の追加

第・条(第・項)に後段として次のように加える。

.....。

ウ 条文を削除する場合

(ア) 条の削除

a 条を残さない場合

第・条を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第・条までを1条ずつ繰り上げる。

b 条を残す場合

第・条を次のように改める。

第・条 削除

(イ) 項の削除

第・条第・項(及び第・項)(から第・項まで)を削る。

第・条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第・項までを1項ずつ繰り上げる。

注 項を削除する場合は、必ず繰り上げる方式をとる。

(ウ) 号の削除

条及び項の削除の例による。

(I) ただし書の削除

第・条第・項ただし書を削る。

(オ) 後段の削除

第・条(第・項)後段を削る。

(カ) 字句の削除

第・条(の見出し)(第・項)(第・号)(ただし書)中「・・・」を削る。

エ 別表及び別記様式を改正する場合

(ア) 別表及び別記様式の全部改正

別表第・(第・号様式)を次のように改める。

別表第・(第・条関係)

(第・号様式(第・条関係))

--

--

(イ) 項（欄）の全部改正

別表第・・・の項（欄）を次のように改める。

--

注 項は、横書きにあっては横の区分を、縦書きにあっては縦の区分を表し、欄は、横書きにあっては縦の区分を、縦書きにあっては横の区分を表す。

(ウ) 項（欄）の追加

別表第・・・の項の次に次のように加える。

--

(I) 項（欄）の削除

別表第・中

「		」を
「		に改める。
		」

別表第・中	「		」を	「		」に改める。
-------	---	--	----	---	--	--------

(オ) 字句の改正及び追加

別表第・・・項を削る。

別表第・中	「		」を	「		」に改める。
-------	---	--	----	---	--	--------

(カ) 字句の削除

別表第・(・・・の項(欄))(第・号様式)中「・・・」を削る。

オ 改正、追加及び削除の混合形式

(ア) 一条中の字句の改正、追加及び削除

別表第・(・・・の項(欄))(第・号様式)中「・・・」を「・・・」に改め、「・・・」を削る。

(イ) 一条中の項の削除並びに字句の改正及び追加

第・条第・項を削り、同条第3項中「・・・」を「・・・」に改め、「・・・」の下に「・・・」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項から同条第6項までを1項ずつ繰り上げる。

(ウ) 条の削除、字句の改正及び条の追加

第9条を削る。

第8条中「・・・」を「・・・」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(・・・・)

第4条 ・・・・・・・・・・・・・・・・。

2 ・・・・・・・・・・・・・・・・。

カ 附則(原則として、次の(ア)~(I)の順序で規定する。)

(ア) 施行期日に関する規定

a

この条例は、公布の日から施行する。

b

この条例は、(元号)・・・年・・・月・・・日から施行する。

c

この条例は、公布の日から起算して・・・日を経過した日(・・・日を超えない範囲において規則で定める日)から施行する。

d

この条例は、・・・・・・・・法((元号)・・・年法律第・号))の施行の日から施行する。

e

この条例は、規則で定める日から施行する。

f

この条例は、(元号)・・・年・・・月・・・日から施行する。ただし、第・条の規定(改正規定)(改正規定中・・・に係る部分)は、公布の日から施行する。

この条例中第・条の規定は(元号)・・・年・・・月・・・日から、第・条の規定は(元

号)・年(同年)・月・日から、その他の規定は公布の日から施行する。

g

この条例は、公布の日から施行し(、この条例の改正後の・・・条例(第・条)の規定は)(元号)・年・月・日から適用する。

h

この条例は、公布の日から施行し、この条例の改正後の・・・条例(以下(この・において)「新条例(改正後の条例)」という。)第・条の規定は(元号)・年・月・日から、新条例(改正後の条例)第・条の規定は(元号)・年(同年)・月・日から適用する。

i

この条例は、公布の日から施行し(、この条例の改正後の・・・条例の規定は)(元号)・年度分の・・・から適用する。

注 a 公布の日から施行するとき。

b及びc 将来の一定時から施行するとき。

d 特定の事実の発生日から施行するとき。

e 施行期日を規則に委任するとき。

f 条例の一部の施行期日を異ならせるとき。

g、h及びi 条例をそ及適用するとき(既得の権利、地位等を侵害するようなそ及適用はできない。)

(イ) 旧条例の廃止に関する規定

(・・・条例の廃止)

2 ... 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)は、廃止する。

(・・・条例及び・・・条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

1 ... 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)

2 ... 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)

(他の条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

1 ... 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)

2 ... 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)

3 ... 条例((元号)・年こうち人づくり広域連合条例第・号)

(ウ) 経過措置に関する規定

(経過措置)
2、なお従前の例による。

(経過措置)
2、なおその効力を有する。

(経過措置)
2 この条例の施行の際現に は、 とみなす。

(I) 他の条例の改正に関する規定

(. 条例の一部改正)
2 条例 ((元号) . . 年こうち人づくり広域連合条例第 . 号) の一部を次のように改正する。
.
.

2 規則
条例の場合と同様とし、「条例」を「規則」と置き換えて用いる。

3 告示
(1) 告示の形式

ア 規程形式の場合

こうち人づくり広域連合告示第 . 号
. 規程を次のように定める。
(元号) . . 年 . . 月 . . 日
こうち人づくり広域連合長
. 規程
(.)
第1条
(中略)
附 則
(施行期日(等))
1 この告示は、(元号) . . 年 . . 月 . . 日から施行(し、(元号) . . 年(同年) . . 月 . . 日から適用)する。
(. 規程の廃止)
2 規程 ((元号) . . 年こうち人づくり広域連合告示第 . 号) は、廃止する。

イ 規程形式以外の場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

・・・・・・・・・・((元号)・・年・・第・号)の規定により・・・・・・・・したので、次のとおり告示する(・・・・・・・・を次のとおり指定した)(・・・・・・・・を次のように定め、(元号)・・年・・月・・日から施行し、(元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号(・・・・・・・・)は、廃止する)。

(元号)・・年・・月・・日

こうち人づくり広域連合長 ・・・・・・・・

・・・・・・・・・・。

(2) 告示の改正

ア 規程形式の場合

(ア) 全部改正の場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

・・・・・・・・規程を次のように定める。

(元号)・・年・・月・・日

こうち人づくり広域連合長 ・・・・・・・・

・・・・・・・・規程

・・・・・・・・規程((元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号)の全部を改正する。

(・・・・・・・・)

第1条 ・・・・・・・・。

(中略)

附 則

この告示は、(元号)・・年・・月・・日から施行する。

(イ) 一部改正の場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

・・・・・・・・規程((元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号)の一部を次のように改正する。

(元号)・・年・・月・・日

こうち人づくり広域連合長 ・・・・・・・・

第・条を次のように改める。

(・・・・・・・・)

第・条 ・・・・・・・・。

(中略)

附 則

この告示は、(元号)・・年・・月・・日から施行する。

注 条文改正の文例は、条例の改正の場合に準ずる。

イ 規程形式以外の場合

(ア) 全部改正の場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

・・・・・・・・・・を次のように定め、(元号)・・年・・月・・日から施行し、(元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号(・・・・・・・・)は、廃止する。

(元号)・・年・・月・・日

こうち人づくり広域連合長 ・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

(イ) 一部改正の場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

(元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号(・・・・・・・・)の一部を次のように改正し、(元号)・・年・・月・・日から施行(適用)する。

(元号)・・年・・月・・日

こうち人づくり広域連合長 ・・・・・・・・

・・・・・・・・中「・・・・」を「・・・・」に改める。

(3) 告示の廃止

ア 規程形式の場合

(ア) ((元号)・・年・・月・・日限り)廃止する告示がーの場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

・・・・規程((元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号)は、((元号)・・年・・月・・日限り)廃止する。

(元号)・・年・・月・・日

こうち人づくり広域連合長 ・・・・・・・・

(イ) ((元号)・・年・・月・・日限り)廃止する告示が二以上の場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

次に掲げる告示は、((元号)・・年・・月・・日限り)廃止する。

(元号)・・年・・月・・日

こうち人づくり広域連合長 ・・・・・・・・

(1) ・・・・規程((元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号)

(2) ・・・・規程((元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号)

イ 規程形式以外の場合

(ア) ((元号)・・年・・月・・日限り)廃止する告示がーの場合

こうち人づくり広域連合告示第・号

(元号)・・年こうち人づくり広域連合告示第・号(・・・・・・・・)は、((元号)・・年・・月・・日限り)廃止する。

(元号)・・・年・・・月・・・日
こうち人づくり広域連合長 ・・・

(1) ((元号)・・・年・・・月・・・日限り) 廃止する告示が二以上の場合

こうち人づくり広域連合告示第・号
次に掲げる告示は、((元号)・・・年・・・月・・・日限り) 廃止する。
(元号)・・・年・・・月・・・日
こうち人づくり広域連合長 ・・・

(1) (元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号(・・・・・・)
・・・)

(2) (元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号(・・・・・・)
・・・)

4 公告

・・・・・・((元号)・・・年・・・第・号)の規定により・・・・・・したので、次のとおり告示する(・・・・・・を次のとおり指定した)
(元号)・・・年・・・月・・・日
こうち人づくり広域連合長 ・・・

・・・・・・を次のとおり実施する。
(元号)・・・年・・・月・・・日
こうち人づくり広域連合長 ・・・

1 ・・・・・・
1 ・・・・・・
2 ・・・・・・
2 ・・・・・・
・・・・・・
3 ・・・・・・
・・・・・・。

注 告示の形式に準ずるが、番号は付けない。また、改正及び廃止の必要は生じない。

5 訓令

(1) 新たな制定の場合

こうち人づくり広域連合訓令第・号
・・・・・・規程を次のように定める。
(元号)・・・年・・・月・・・日
こうち人づくり広域連合長 ・・・

・・・ 規程
(・・・・)

第1条 ・・・・・・。

(中略)

附 則
(施行期日(等))

1 この訓令は、(元号)・・・年・・・月・・・日から施行(し、(元号)・・・年(同年)・・・月・・・日から適用)する。
(・・・・ 規程の廃止)

2 ・・・・ 規程((元号)・・・年こうち人づくり広域連合訓令第・ 号)は、廃止する。

(2) 改正の場合

ア 全部改正の場合

こうち人づくり広域連合訓令第・号
・・・・ 規程を次のように定める。
(元号)・・・年・・・月・・・日
こうち人づくり広域連合長 ・・・・

・・・・ 規程
・・・・ 規程((元号)・・・年こうち人づくり広域連合告示第・号)の全部を改正する。
(・・・・)

第1条 ・・・・・・。

(中略)

附 則
この訓令は、(元号)・・・年・・・月・・・日から施行する。

イ 一部改正の場合

こうち人づくり広域連合訓令第・号
・・・・ 規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
(元号)・・・年・・・月・・・日
こうち人づくり広域連合長 ・・・・

・・・・ 規程の一部を改正する訓令
・・・・ 規程((元号)・・・年こうち人づくり広域連合告示第・号)の一部を次のように改正する。
第・条を次のように改める。
(・・・・)

第・条 ・・・・・・。

(中略)

附 則

この訓令は、(元号)・年・月・日から施行(し、この訓令による改正後の・・・規定(第・条)の規定は、(元号)・年・月・日から適用)する。

注 条文改正の文例は、条例の改正の場合に準ずる。

(3) 廃止の場合

ア 廃止する訓令が一の場合

こうち人づくり広域連合訓令第・号

・・・規程を廃止する訓令を次のように定める。

(元号)・年・月・日

こうち人づくり広域連合長 ・ ・ ・ ・

・・・規程を廃止する訓令

・・・規程((元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、(元号)・年・月・日から施行する。

イ 廃止する訓令が二の場合

こうち人づくり広域連合訓令第・号

・・・規程及び・・・規程を廃止する訓令を次のように定める。

(元号)・年・月・日

こうち人づくり広域連合長 ・ ・ ・ ・

・・・規程及び・・・規程を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

(1)・・・規程((元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号)

(2)・・・規程((元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号)

(以下略)

ウ 廃止する訓令が三以上の場合

こうち人づくり広域連合訓令第・号

・・・規程等を廃止する訓令を次のように定める。

(元号)・年・月・日

こうち人づくり広域連合長 ・ ・ ・ ・

・・・規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

(1)・・・規程((元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号)

(2)・・・規程((元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号)

(3)・・・規程((元号)・年こうち人づくり広域連合告示第・号)

(以下略)

6 訓

こうち人づくり広域連合訓第 号
(令達先)

職名又は職・氏名

何何・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・しなければならぬ。(する。)

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

印

7 内訓

こうち人づくり広域連合内訓第 号
(令達先)

職名又は職・氏名

何何・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・しなければならぬ。(命ずる。)

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

印

8 達

こうち人づくり広域連合達何第 号
(令達先)

住所(個人の場合にのみ記載)
氏名又は法人名等 様

何何は次の理由により(何何法第何条の規定に違反するものと認め、同法第何条の規定により)(年 月 日から 年 月 日まで) これを取り消します。(停止します。)(命じます。)

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

印

9 指令

こうち人づくり広域連合指令何第 号
(令達先)

住所(個人の場合にのみ記載)

氏名又は法人名等 様

年 月 日付け何第 号で申請（願い出）のありました何何は、（何何に
 基づき）（次の理由により）許可（認可・免許・承認）します。（できません。）

年 月 日

こうち人づくり広域連合長 印

10 普通公文書（諮問を除く。）

何 第 号
年 月 日

あて名 様

（発信者）
職名又は職・氏

名 印

何何について（通知・照会・申請等）

何何
 します。（してください。）

担当：こうち人づくり広域連合 何チーム
 電話 何 番

注 必要のある場合は、担当チーム等を記載する。

11 諮問

何 第 号
年 月 日

諮問先

何 何 様

何何
 について、何何法第何条の規定により、諮問します。

（発信者）
職名又は職・氏

名 印

12 書簡文

拝啓等

.....
.....
.....
.....
.....。

敬具等

年 月 日

あて名 様

(発信者)

職名又は職・氏

名

印

